

## 8月定例総会議事録

- 1 日 時 令和元年8月30日(金) 午後1時30分～
- 2 場 所 本庁5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 二木昭治 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正  
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫  
塩原令子 酒井茂典 北澤 稔 田中新一 平林金一郎 山崎憲一  
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄  
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局員 川上係長 宮原主査 中澤主事
- 7 協議内容
- (1) 開 会 二木 会長代理
- (2) あいさつ 塩原会長
- (3) 議案審査
- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号9番の北澤委員と10番の米久保委員でお願いします。

### ① 議案第1号 塩尻市農業振興地域整備計画の変更について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	全1件	承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>		
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>		

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇番の畑、1,653㎡及び片丘〇〇〇番の畑5.54㎡、片丘〇〇〇番の畑47㎡の3筆合計面積1,705.54㎡を〇〇〇の駐車場を造成するため、農振農用地から除外をするものです。この土地は、市街化調整区域です。農振除外につきましては、位置的代替性がないこと、農地に利用集積に影響を及ぼさないこと、など、除外の要件を満たします。農地区分は、消極的の第2種農地であり、位置的代替性がないため農地転用要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

### ② 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	全1件	承認	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>			<u>洗馬地区</u>

宗賀・檜川地区北小野地区

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 名古屋市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さん・刈谷市〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する塩尻町〇〇〇番の畑、635㎡を、塩尻町〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

## ③ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する下西条〇〇〇番の畑、面積1,208㎡の内71㎡を、大門五番町〇〇〇番にある〇〇〇さんが賃貸借権を設定し、送電線工事用地として令和元年12月14日まで一時転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する栈敷〇〇〇番の田、外2筆合計面積882㎡を、栈敷〇〇〇番地にある〇〇〇さんが賃貸借権を設定し、駐車場用地として10年の期間農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、消極的第2種農地であり、位置的代替性がなく、農地に支障がないため、許可要件を満たします。地区としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘郷原〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘郷原〇〇〇番の畑

7,244㎡の内277㎡外1筆、合計面積277㎡を、松本市〇〇〇番にある〇〇〇が貸借権を設定し、工事用地として令和2年5月22日まで一時農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇大学病院と〇〇〇歯科大学から500メートル以内で、上下水道管が埋設された道路に面した、第3種農地であり、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇番地にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇番の畑、外1筆合計面積1,546㎡を、松本市〇〇〇番にある〇〇〇が資材置場として、所有権移転をし、農地転用するものです。この土地は、市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、隣接地と一体として同一の事業の目的に供するもので、第1種農地の面積が3分の1を超えないものであるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては保留といたしました。その理由について説明をいたします。場所は、片丘の林業試験場のすぐ西側になります。その山林に面した農地であります。経緯ですが、〇〇〇という会社で、この案件が出てきたときに、米久保委員と一緒に現地を一度見に行きました。その時は、何も耕作はしておらず、荒れた状態の畑でした。まず、この案件と、3条許可の申請で取り下げになった土地と一緒に資材置場として転用したいということで、事務局へ相談に来たそうです。ですが、第1種農地であるので事務局としては、許可ができないということになりました。その後、農地に隣接する山林を含めて総面積の3分の1以下ということで今回、法的には問題なく書類が出てきました。それで、その周辺の隣の畑で、リーフレタスを作っていて、詳しい内容はきいてないので、支障がないようにやっていただければということでした。開発許可ではないので同意書は、法的には添付する必要がないということですが、事務局としては、事業がスムーズにいくということもありますし、周りの同意をもとめて頂きたいということで、指導をして同意を貰う時に、〇〇〇は、会社の概要の中に産廃の関係も載っておりましたし、面積が大きすぎないか、周辺農地の同意書も隣接農業者の同意書を貰えばいいということでした。結局、同意書はできないという、農家の方から同意が出来ないということの連絡がありまして、農地を一生懸命守っていただいております権利も守らなければいけないし、第一に後継者として頑張っている方の今後の経営が不安があってはいけないということで、同意を受けられるまでは、地区会では、保留ということで結論を出しました。ただこれは、片丘地区4人の意見でございますので、いろいろな意見があろうかとおもいますので、総会のご意見お願いいたします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・伊藤委員     そこのところが簡単に入手できないということで分かって、断れない態勢を作ってしまったということですかね会社側で。
- ・川上係長     最初に申請が出てきたときは、第1種農地の2筆だけで申請ができましたので、それでは、許可がでないので取り下げてくださいました。それから、多分森林の方も一緒に検討の中に入れていって買収をしていったと思います。
- ・北澤委員     法律上は、書類は揃っているんですよね、同意は、本来必要ではないんですよね。
- ・竹淵委員     法律だけの話だったら、農業委員はいらないということになってしまうし、そういうことで今回は、保留とさせて頂いた。
- ・塩原議長     覚えのない書類が上がったというのは、偽造だということですか。
- ・竹淵委員     その通りです。本人は、書いた覚えがないと言っていました。事務局へ出している書類が偽装したものなので、それでは、だめですよ。業者の方は、一旦印鑑をもらっているの、いいだろうということで、同意書を勝手に書いてしまったということです。
- ・二木代理     見取り図の中で、どの程度山林の所まで資材置き場拡大しているのですか？すでに、山林は伐採してある？
- ・竹淵委員     まだ、伐採はしていません。
- ・川上係長     図を示して説明。農地は、全体の24%となっております、3割以内になっております。
- ・平林委員     その総面積は分かる？
- ・川上係長     総面積は、6,500㎡です。その内、農地面積が1,500㎡です。山林部分は、5,000㎡です。
- ・塩原議長     地元の農業委員が保留という結論を出した訳ですが、それを農業委員会で認めるということは、皆さ全員がその責任を負うということになりますので、もう少し議論をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- ・赤羽委員     実際になっているところを参考に言うと、クリーンセンターの下2か所が解体置き場となっています。あれは、最初山林でした。森林課がどういう対応をしているか分からないのですが、伐採届をださないでやっているのですが、法律を解釈するだけだったら、農業委員は、いらんないじゃないかということになる。
- ・古田委員     8月の定例会の農業委員会で同意がないものは許可しませんというふうになりましたということを業者に伝えてもらえばいいと思う。
- ・溝口局長     竹淵委員さんとお話をしまして、隣接農地の方から同意が得られていないということは、周辺農地に支障が出るという可能性があるということで、同意をもらうまでは、保留にさせてもらうということで業者の方へ話をしまして、改めて本人の自書の同意が出てきた段階で再度、議案として出させていただきますということでお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか？
- ・古田委員     隣接プラスそれ以上の同意をとらなければいけないというように、農業委員会で決めればいいと思う。今回同意をとる数は何件になります。
- ・溝口局長     2件ですか。
- ・竹淵委員     北側は、牧草地となっていて、利用権を設定してないから、地主さんには説明

したかもしれないけど作っている人に同意をとってもらわなければならないと思います。

- ・溝口局長 それも含めて同意を取るように指導したいと思います。
- ・塩原議長 今回は、保留ということにしたいと思いますが、よろしいですか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 それでは、今回は保留といたします。

④ 議案第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>全3件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全4件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

【報告】 事務局 川上係長 3条届出 9件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑤ 議案第5号 農地法第4条の規定による農業用施設の届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 4条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 はい。今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑥ 議案第6号 農地法第5条の規定による届出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全3件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全5件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 川上係長 5条届出 8件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全3件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 ○○○が所有します、洗馬○○○番の畑、面積481㎡外2筆合計面積4,975㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○番地にお住まいの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。

- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 伊藤委員 ○○○が所有します、洗馬○○○番の畑、面積2,380㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で松本市○○○番地にお住まい○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。3番を塩尻地区でお願いします。
- ・ 塩原委員 ○○○が所有します、洗馬○○○番の畑、面積6,529㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で宗賀○○○番地にある○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原会長 本件は承認されました。4番を塩尻地区でお願いします。
- ・ 竹下委員 ○○○が所有します、広丘堅石○○○番の田、面積3,416㎡外1筆合計面積4,407㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘堅石○○○番地お住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・ 塩原会長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原会長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・ 農業委員 (全員挙手)
- ・ 塩原会長 本件は承認されました。

⑧ 議案第8号 農地利用集積計画について

塩尻地区		片丘地区	全7件 承認
広丘・高出・吉田地区	全8件 承認	洗馬地区	全3件 承認
宗賀・檜川地区	全4件 承認	北小野地区	全10件 承認

- ・ 塩原議長 片丘地区からお願いします。
- ・ 赤羽委員 片丘地区新規面3,316㎡筆数2、再設定面積21,668㎡筆数13筆。合計面積24,984㎡筆数15、地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・ 塩原議長 続いて広丘・高出・吉田地区お願いします。
- ・ 古田委員 広丘地区新規面積筆数5,588㎡の4筆、再設定面積・筆数18,742㎡12筆。合計面積筆数24,330㎡の16筆すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・ 塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。

- ・三溝委員 洗馬地区新規面積 2,444 m<sup>2</sup>筆数 2、再設定面積 3,048 m<sup>2</sup>筆数 1 です、合計面積 5,492 m<sup>2</sup>筆数 3 です、すべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・平林委員 宗賀地区新規面積 11,306 m<sup>2</sup>筆数 6、再設定面積 1,512 m<sup>2</sup>筆数 1、合計面積 12,818 m<sup>2</sup>筆数 7 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区新規面積 860 m<sup>2</sup>筆数 1、再設定面積 23,705 m<sup>2</sup>筆数 16 です、合計面積 24,565 m<sup>2</sup> 17 筆、地区会としてはすべて可といたしました。総会のご意見をお願いいたします。
- ・塩原議長 新規面積総合計 23,514 m<sup>2</sup>筆数 15、再設定面積 68,675 m<sup>2</sup>筆数 43。総合計 92,189 m<sup>2</sup>筆数 58 すべて可といたします。続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 (4 件 5 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

⑨ 塩尻市農業経営改善計画認定（認定農業者）について（農政課 上條主事）

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区 全 2 件 承認	洗馬地区
宗賀・檜川地区	北小野地区 全 1 件 承認

塩尻市青年等就農計画認定（認定新規就農者）について（農政課 上條主事）

塩尻地区	片丘地区
広丘・高出・吉田地区	洗馬地区 全 1 件 保留
宗賀・檜川地区	北小野地区

(古田委員退席)

- ・塩原会長 認定農業者について農政課担当者よりお願いします。
- ・農政課倉科 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・赤羽委員 ○○○さんについては、非常に心配している。ちょっとコメントを農政課の方でお願いしたい。それと、市役所の稟議書は、これでいいのですかね？○○○さんがハンコウ押して下に 3 人押しているだけで、市役所と一緒に育てるということをやっつけていかねければいけないと思っている。
- ・上條主事 ○○○さんに関しては、10 年間の計画書を私の方にいただいておきまして、それに基づいて借入を進めていく予定となっています。何回か打合せをさせて頂く中で○○○さんは、問題ないと思っておりまして、認定農業者として上げさせ

ていただきました。

- ・赤羽委員 ○○○さんについては、非常に心配している。
- ・塩原議長 青年等就農計画認定は、洗馬地区ではどうですか？
- ・田中委員 青年等就農の資金の借入れは何歳までいいのですか？
- ・上條主事 50歳までです。
- ・三溝委員 売り上げがちゃんと上がってくるのか？土地はどうなっているのか？
- ・上條主事 土地は、○○○で使用権を設定する予定です。
- ・三村委員 ○○○さん水稻の現状がどうしてこれだけkgになっているのですか？
- ・上條主事 訂正をお願いします。1,680kgは生産量になりまして、作付面積は、28アールとなります。
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて採決をとります。認定農業者3人、認定新規就農者1人につきまして、承認していただける委員の挙手をお願いいたします。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので承認されました。
  
- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

#### (4) その他事項

##### ① (松本農業改良普及センター 北澤氏による概況説明)

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- (意見・質問なし)

##### ②その他

農政懇談会提案事項について (溝口局長)

土地利用図について

- ・塩原議長 意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (特にナシ)
- ・塩原議長 特に無いようですのでこの件は終了します。

(5) 閉 会 二木 会長代理

午後4時7分終了